

# 香川県報



第 79 号

平成 16 年

10 月 5 日（火曜日）

## 告 示

### 目 次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定  
（水産課） 一  
道路の位置指定（二件）  
（建築課）

平成十六年香川県告示第百二十五号（公営住宅法施行令第二条第一項第四号に規定する数値の決定）の一部改正  
（住宅課）

## 公 告

土地改良区の役員の退任の届出  
（土地改良課） 二  
県営土地改良事業に係る異種目換地の指定  
（農村整備課）  
開発行為に関する工事の完了  
（建築課）

監査委員公表  
監査結果に基づく措置の公表

### 告 示

香川県告示第六百六十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、福田加入区について同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めたとて告示する。  
平成十六年十月五日

香川県告示第六百六十二号

香川県知事 真 鍋 武 紀

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。  
平成十六年十月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 善土指道 第十三号

二 指定 年月日 平成十六年九月九日

三 指定道路の位置 仲多度郡満濃町大字四條字東村六一〇 一、六一三 二及び六一三

### 三

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル及び五・〇メートル、五・〇

二メートル

延長 五八・一メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に供する。  
香川県告示第六百六十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年十月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 善土指道 第十四号

二 指定 年月日 平成十六年九月十六日

三 指定道路の位置 仲多度郡満濃町大字四條字東村七五三 四、七五六 四及び同地先

### 水路

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・二メートル及び四・五メートル

延長 八〇・三六メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に供する。  
香川県告示第六百六十四号

平成十六年香川県告示第百二十五号（公営住宅法施行令第二条第一項第四号に規定する

数値の決定)の一部を次のように改正し、平成十六年十一月一日から施行する。

平成十六年十月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表園分寺の項中

平成 一四 年度	高層耐火構 造六階建	〇・
----------------	---------------	----

八四

を

平成 一四 年度	高層耐火構 造六階建	〇・八四
平成 一五 年度	高層耐火構 造六階建	〇・八四

に改める。

公 告

香川県公告第四百七十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、高松市東植田土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成十六年十月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類 氏 名 住 所 退任年月日

理事 藤澤 一雄 高松市東植田町二二六四番地一 平成一六、九、六

香川県公告第四百七十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二第一項の規定に基づき、県営中山間地域総合整備事業白鳥南地区(東山区)において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、非農用地区域に換地する土地として指定したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十六年十月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積
東かがわ市大字東山字東円坊	一五三六一	田	田	三三〇平方メートル

香川県公告第四百七十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十月五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
丸亀市土器町西三丁目四〇三、四〇五及び四一〇
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
滋賀県彦根市後三条町一五六 四  
秋山 幸

監査委員公表

香川県監査委員公表第29号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成16年10月5日

香川県監査委員

同 同 同 同 同  
藤 田 守 恭  
和 知 基  
石 川 延  
瀨 川 治  
廣 員 義

1 監査対象部署 健康福祉部(病院事業会計)

2 監査対象年度 平成15年度

3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 通勤手当の支給に当たり、出張、休暇、欠勤等のため月の初日から末日まで1日も通勤しないときは、その月分は支給されないにもかかわらず、誤って支給しているため、返納させる必要がある。（中央病院）</p> <p>イ 行政財産使用料の徴収について</p> <p>病院内の施設に係る使用料の徴収に当たり、使用面積の増加に伴い使用料が変更になっているにもかかわらず、正しく調整されていないものが見受けられたので、正当額との差額分を追徴する必要がある。（中央病院）</p>	<p>平成16年7月26日、7月30日に返納済みである。</p> <p>平成16年8月27日に追加徴収済みである。</p>
検討指示事項	<p>患者未収金の解消について患者自己負担分医療費にかかる未収金は相当額になっている。このため、未収金の解消及び発生防止に向けた検討を要する。（中央病院）</p>	<p>各病院において、未収金対応のための院内の体制整備や、発生防止、初期対応、回収対策等をまとめた未収金管理要領を作成し、適正かつ円滑な未収金対策を推進する。</p>

平成十六年十月五日印刷発行

印刷発行所  
香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています